学校における感染症拡大防止について(お願い)

学校において予防すべき感染症が発生した場合は、感染拡大防止のために、定められた期間出席停止の 措置を取ることができます。

1 学校感染症による出席停止の手続き

- (1) 出席停止の措置は、学校での集団感染を防ぐことを目的としています。
- (2) 医師により学校感染症と診断されたら、速やかに学校に連絡してください。
- (3) 出席停止取扱いについては医師による罹患証明が必要となります。医療機関で発行される診断書または学校で準備している証明書(登校届)への記入をお願いしてください。(証明書を書いていただくには有料の場合があります。)

それらの証明書については、生徒が回復し登校する際、学級担任へ提出してください。

2 出席停止の期間の基準

	感染症の種類		出席停止の期間の基準			
第2種	インフルエンザ		発症した翌日から5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過す			
			るまで			
	百日咳		特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤			
			による治療が終了するまで			
	麻疹		解熱した後3日を経過するまで			
	流行性耳下腺炎		耳下腺、下顎腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、			
			かつ全身症状が良好になるまで			
	風疹		発疹が消失するまで			
	水痘		すべての発疹が痂皮化するまで			
	咽頭結膜熱		主要症状が消退した後2日を経過するまで			
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎		症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと			
			認めるまで			
	【注	意】ただし結核、髄膜炎	菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により医師に			
	おいて感染のおそれがないと認めた時は、この限りではありません。					
第3種	コレラ		症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと			
	細菌性赤痢		認めるまで			
	腸管出血性大腸菌感染症					
	腸チフス					
	パラチフス					
	流行性角結膜炎					
	急性出血性結膜炎					
	その他の感	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快するまで			
		マイコプラズマ感染	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと			
		症	認めるまで			
		溶連菌感染症				
		手足口病				
	染	伝染性紅斑				
	症	ヘルパンギーナ				
		など				

校長	副校長	教 頭	主幹	教務	保健	担担	£				
	1100			2. 23	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7					
能未用去式	草高等学校長	쑫			平成	年	月 日				
熊平泉立人	早同守子仪文	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
			年	組号	生徒氏名						
					保護者氏名						
			登を	5 居							
			<u>₩</u> 1	х /ш							
ਹ ਂ ⊢ੇ	/T:		4-w 5.2	fr: I							
<u>平成</u>	年	月 日	から <u>平成</u>	<u> </u>	<u>月 日</u> ま	C					
病名			のだ	こめ療養しては	おりましたが						
	月	<u>日</u> から登校で	きますので履	届けます。							
・医師の指示を受けて、下記への記入をお願いしてください。											
*医師の所	「見・連絡										
				医療機	関名						
				<u> </u>	1174 H						

医師名

印